



# そよ風

SOYOKAZE

## Contents

- トピックス【子どももDVの被害者】…………… ①
- 講座開催報告・法律の改正について…………… ②
- 「女性に対する暴力をなくす運動」…………… ③
- 市民協議会活動報告 …………… ④⑤
- 新着図書紹介・各種利用案内…………… ⑥



## トピックス

# 子どももDVの被害者

<sup>注)</sup>  
内閣府の調査によると、女性の10人に1人は配偶者から繰り返し暴力の被害を受けたことがあり、20人に1人は命の危険を感じるほどの被害を受けたと答えています。このように、DVは実に身近な問題です。

平成16年の児童虐待の防止等に関する法律の改正では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」は、児童虐待にあたりと明記されました。

暴力には身体的暴力に限らず、精神的暴力や性的暴力等も含まれます。そして、子どもに被害者をおとしめるようなことを言わせたり、子どもを危険な目に遭わせ、またはそれをほのめかすことで被害者を脅したりと、子どもが暴力の手段として巻き込まれることもあるのです。

暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現の手段として暴力を用いることを学習することもあります。また、情緒不安定・

不登校や引きこもり等、様々な影響が現れることもあります。そして、こうしたことは暴力のある生活から離れた後に見られることもあります。それは、暴力のない安全な環境となったことで、今まで押し込めていた感情等を表現できるようになったことによるとも言われています。

<sup>注)</sup>  
被害者がDVを受けながら別れなかった理由として、「子どもがいるから・子どものことを考えたから」が最も多くあげられています。たとえ「子どもの前では暴力がなかった。子どもは暴力の存在を知らない。」と親が思っていたとしても、子どもたちの多くは暴力の存在に気づき、知っていると言われています。

子どももDVの被害者。子どもにとっての最善の選択とは一体何なのか、しっかり見極めながら選び取っていくことが必要なのではないでしょうか。

注) 内閣府男女共同参画局  
「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成24年)

「応援団になりたい祖父母世代のために  
一孫育てをしてみたい…でも…」

- ◆日時：7月20日（土）13:30-15:30
- ◆会場：むさしのヒューマン・ネットワークセンター会議室
- ◆講師：萩原 なつ子さん  
(立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授)



祖父母世代が子育てをしていた頃と現在では、親世代の置かれている環境・子育てに対する考え方や育児の方法など、様々な状況が変化してきました。そうした変化を前に、孫の誕生で孫育てに関わりたいという気持ちを抱きつつも「なかなか一歩が踏み出せない…」という祖父母世代の声を耳にします。そうした心配を払拭し、親世代そして孫世代の心強い応援団として一歩踏み出していただけたらと講座を実施しました。

講師の萩原さん自身も6月に初孫が誕生したばかり。自身の孫育てエピソードも交えながら、「子どもを様々な大人と出合わせる」という自身の子育て観も披露。「親は選べなくても、付き合う大人は自分で選べる。選べるのが大切。」との話に、なるほどと頷きあいました。「男女共同参画は選択肢が増えること」など目からウロコの視点の数々に引き込まれっぱなしの2時間でした。

そして講座の最後には、サプライズの参加証授与式。講師から一人ひとり手渡され、少し照れくさそうに、でもとても嬉しそうに受け取っていく参加者の皆さんの表情が印象的でした。

法律が改正されました

ストーカー事案の認知件数は高水準で推移し、平成24年中のストーカー認知件数は19,920件とストーカー規制法施行後最多となりました。このような実情を踏まえ、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）の一部を改正する法律」が平成25年7月3日に公布され、電子メールを送信する行為の規制に係る部分については同年7月23日から、その他の部分については同年10月3日から施行されることとなり、以下の措置が講じられることとなります。

- ・電子メールを送信する行為の規制対象への追加
- ・禁止命令等を求める旨の申出及び当該申出をした者への通知等つきまとい等を受けた者の関与の強化
- ・ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援の明記
- ・禁止命令等をすることができる公安委員会等の拡大 等

ストーカー規制法

DV防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の一部を改正する法律」が平成25年6月26日に成立し、同年7月3日に公布されました。なお、施行日は平成26年1月3日となります。

今回の改正によって、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。それに伴い、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

東京ウィメンズプラザフォーラム

今年も東京ウィメンズプラザフォーラムにパネルを出展しました。平成24年度に実施した事業を紹介。1年間、東京ウィメンズプラザにて展示されます。ぜひご覧ください。

フォーラム日程：11月8日（金）・9日（土）

注）東京ウィメンズプラザは、東京都の男女共同参画センターです。



# 女性に対する暴力をなくす運動

内閣府の調査によると、女性の7.6%は異性から無理やりに性交された経験があり、10.6%（10人に1人）は配偶者から何度も暴力の被害を受けたことがあると答えています。

女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。そこで国は、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」とし、様々な取り組みや働きかけを行っています。

武蔵野市でも、この期間に併せて女性に対する暴力の根絶をめざし、講座やパネル展を実施しています。

注）内閣府男女共同参画局 「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成24年）

講座

## 「もしも被害を打ち明けられたら - DV・性暴力 -」

- ◆日時：平成25年11月16日・30日、12月14日（土）14:00-16:00
- ◆会場：市民会館 第1回→2F 第2学習室、第2・3回→2F 講座室

事前申込 無料

〈カリキュラム〉

回	テーマ	講師
第1回	「これってDV？モラハラ？」と聞かれたら—あなたにできること	西山 さつきさん (NPO法人レジリエンス副代表)
第2回	子どもは知っている—DV もうひとりの被害者	春原 由紀さん (武蔵野大学名誉教授)
第3回	性犯罪被害にあうということ	小林 美佳さん (『性犯罪被害にあうということ』著者)



展示

## 大藪順子さん写真展 & DV防止パネル展

武蔵野フレイス ギャラリー  
11月12日（火）～17日（日）

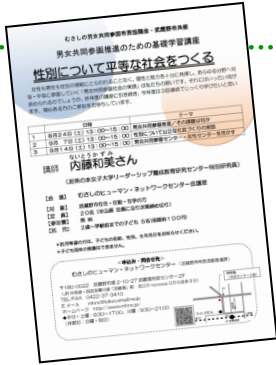
市民会館 ロビー  
11月18日（月）～25日（月）

「STAND：性暴力サバイバー達の素顔」は、フォトジャーナリストの大藪順子さんが、性暴力被害者取材撮影した写真プロジェクトで、ご自身の実体験をもとに始められたものです。サバイバーの内なる強さに光をあてた写真の数々。1枚1枚足を止めながら真剣に見入っている人たちの姿が多く見られました。

DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する10枚のパネルを展示しました。DVという言葉は、メディア等でも取り上げられる機会が増え、徐々に知名度はあがってきました。しかし、知っているようで、実はよく知らないDVのこと。市民の皆さまに広く関心を持っていただく機会になりました。

\*パネルは東京都が作成





**「性別について平等な社会をつくる」**

- ◆日時：8月24日、9月7日・14日（土）13:00-15:00
- ◆会場：むさしのヒューマン・ネットワークセンター会議室
- ◆講師：内藤 和美さん  
(お茶の水女子大学  
リーダーシップ養成教育研究センター特別研究員)

自分で性別を選んで生まれてきた人はいません。「女性の生き方はこう。男性の生き方はこう。」と性別で生き方等が決まられてしまっただけでは、生まれた時から自由な選択ができないことがあらかじめ決まっているのと同じです。

内藤さんによると、「結果の平等」とは結果を同じにすることではなく、結果の違いが性別の影響を受けないことだと言います。ただ条件が平等になればよいのではなく、実質的な機会の平等が保障されることが重要であると再確認できました。

また、女性差別撤廃条約によると、「区別」も差別に含まれると定義されています。「区別であって差別ではない」と耳にすることがありますが、分けられる（区別される）ことによって不利益（差別）を生むため、分けること自体をやめなければならぬとされているのです。

誰もが性別に縛られることなく、自分らしく柔軟に生き方等を選択できる社会をめざしていきたいと改めて感じた3日間でした。

**参加者の感想から**

男女共同参画の課題や必要性について、少し整理できたような気がします。

自分自身の生き方を振り返るきっかけになりました。

性に基づく区別・排除・制限であって、政治的・経済的・社会的・文化的・市民的・その他のいかなる分野においても、女性（結婚しているか否かを問わない）が、男女平等を基礎として、人権および基本的自由を、認識・享有・行使することを、害し、無効にする、効果を有するもの

《「フチ」コラム》  
「女性差別撤廃条約（一九七九）」  
の「区別」とは？

**〈カリキュラム〉**

第1回	男女共同参画推進／その課題は何か
第2回	性別について公正な社会づくりの実践
第3回	男女共同参画センター・女性センターを活かす

**続編講座を実施します！**



**「だれもが個人として尊重される社会へおとなが学び直す「人権」」**

- ◆日時：12月7日（土）10:00-12:00
- ◆会場：むさしのヒューマン・ネットワークセンター会議室
- ◆講師：内藤 和美さん  
(お茶の水女子大学  
リーダーシップ養成教育研究センター特別研究員)

**市議会議員懇談会を開催しました**

- ◆日程：平成25年8月20日（火）15:00-16:30
- ◆会場：むさしのヒューマン・ネットワークセンター会議室

5名の議員の方が参加してくださり、センタースタッフ・市民協議会のメンバーと武蔵野市の男女共同参画施策について、活発に意見交換を行いました。



## 「私が選ぶ これからのわたし 40歳からの再就職応援講座」

- ◆日時：10月18日・25日、11月8日（金）10:00-12:00
- ◆会場：むさしのヒューマン・ネットワークセンター会議室
- ◆講師：栗原 知女さん  
（NPO法人ライフキャリア総合研究所主席研究員）  
長谷川 能扶子さん  
（有限会社Cマインド代表取締役）



第1回では、栗原さんから働く女性をめぐる環境や女性の就労意識がどのように変化してきたかを教えていただき、これからの生き方をみんなで考え合いました。

第2回からは「働くこと」を具体的にイメージできるようワークも取り入れながら進んでいきました。働くことのメリット・デメリットを出しあうワークでは、長谷川さんがデメリットも捉え方一つでメリットに変えられると話され、実際にデメリットがメリットに変換されていく展開に、受講者の皆さんは驚きと感動が入り混じった表情で聴いていました。また、実際に働くことのメリット・デメリットを出してみると、メリットの方がずっと多かったことも大きな発見となりました。

この3日間では、同じようにめざすものをもった仲間との出会いも貴重な体験となったようです。皆さん活いきとした表情で参加してください、笑顔の絶えない講座となりました。

### 〈カリキュラム〉

第1回	女性たちはどのように働いてきたか？
第2回	ライフプランを考えよう
第3回	再就職に向けて一歩踏み出そう



### 参加者の感想から

女性の置かれている状況や今までの経緯を知ることができました。

ライフプランを30年先まで記入したことで、具体的にイメージできました。

良い会社の見分け方は、会社が教育してくれるかどうか。参考にさせていただきます。

まずは「働くこと」に対する考え方を整理することがスタートだと知りました。

市と共催  
で実施

バス研修 平成25年11月14日(木)

## 男女共同参画推進団体交流会



昭和館  
(千代田区九段南)



女たちの戦争と平和資料館  
(新宿区西早稲田)



ちひろ美術館・東京  
(練馬区下石神井)

戦争では、女性や子ども達も様々な暴力の危険にさらされています。今回の研修では、改めて過去の歴史と向きあい、これからの社会を考える良いきっかけとなりました。また、道中では参加者同士の交流もあり、横のつながりも広がりました。

## 新着図書紹介

むさしのヒューマン・ネットワークセンター所蔵図書の一覧が、ホームページ上でいつでも閲覧できます。お探しの本、以前から読みたかった本…見つかるかもしれません。どうぞ、ご利用ください。



書名	著者	出版社	出版年
「慰安婦バッシング」を越えて 「河野談話」と日本の責任	西野瑠美子・金富子・小野沢あかね	大月書店	2013
DVIはいま 協働による個人と環境への支援	高畠 克子編著	ミネルヴァ書房	2013
オトナ婚です、わたしたち 十人十色のつがい方	大塚 玲子	太郎次郎社エディタス	2013
境界を生きる～性と生のはざま	毎日新聞「境界を生きる」取材班	毎日新聞社	2013
クオータ制の実現をめざす	WIN WIN	パド・ウィメンズ・オフィス	2013
女性アスリートは何を乗り越えてきたのか	読売新聞運動部	中央公論社	2013
女性白書2013	日本婦人団体連絡会	ほるぷ出版	2013
マイ・レジリエンストラウマとともに生きる	中島 幸子	梨の木舎	2013
よくわかるジェンダースタディーズ：人文社会科学から自然科学まで	木村涼子・伊田久美子・熊安貴美江	ミネルヴァ書房	2013
妊活バイブル 晩婚・少子化時代に生きる女のライフプランニング	齊藤 英和、白河 桃子	講談社	2012
正しいパンツのたたみ方ー正しい家庭科べんきょうほう	南野忠晴	ジュニア新書	2011
性犯罪被害とたたかうということ	小林 美佳	朝日新聞出版社	2010
傷ついたあなたへ2 わたしがわたしを幸せにすること	NPO法人レジリエンス	梨の木舎	2010
STANDー立ち上がる選択	大藪順子	いのちのこば社	2007
男同士の絆ーイギリス文学とホモソーシャルな欲望	イヴ・K. セジウィック	名古屋大学出版会	2001
1945年のクリスマスー日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の自伝	ヘアテ・シロタ・ゴードン	柏書房	1995
DV家庭における性暴力被害の実態・性暴力被害にあった子どもたちのサポートマニュアル	NPO法人全国女性シェルターネット	NPO法人全国女性シェルターネット	

### 女性の悩みごと相談

ーひとりで悩まずに、まずは相談をー

■女性総合相談…50分まで面談または電話・予約制  
第2木曜日（10:00～、11:00～）  
第4火曜日（13:00～、14:00～、15:00～）

★場所・問い合わせ  
市民活動推進課市民相談係（市役所西棟7階）  
☎60-1829  
☎60-1921（予約専用）



（イラスト）  
きたもちか

■母子（ひとり親）・女性相談  
月～金曜日  
（9:00～17:00 祝日・年末年始を除く）

★場所・問い合わせ  
子ども家庭支援センター  
☎60-1850

いずれも無料、  
秘密は厳守されます。



- ・図書貸出 3点まで、14日以内
- ・ビデオ貸出 2点まで、7日以内
- ・DVD センター内設置のプレイヤーまたは専用PCで再生、視聴できます。貸し出しはできません。

### ● センター利用案内 ●

開館時間：月・水・木・金・土曜日 9:30～17:00  
火曜日 9:30～21:00  
休館日：日曜日・祝日、年末年始  
会議室利用時間  
《午前》10:00～13:00  
《午後》13:30～16:30  
《夜間》17:00～20:30（火のみ）  
※予約制（2か月前より可） / 利用料無料

### ● 発行 ●

むさしのヒューマン・ネットワークセンター  
武蔵野市境 2-10-27 武蔵境市政センター2階  
電話/FAX：0422-37-3410  
E-mail：mhnc@tokyo.email.ne.jp  
ホームページアドレス <http://www.mhnc.jp/>